

## 大和郡山市コミュニティバス「元気城下町号」広告掲載に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、大和郡山市の広告媒体への広告掲載に関する要綱（平成19年5月21日）第8条及び第18条に基づき、大和郡山市コミュニティバス「元気城下町号」（以下「元気治道・平和号」という。）の広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の位置及び規格等)

第2条 広告の掲載位置及び規格等は、別表のとおりとする。

### (掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は1ヶ月単位とし、掲載期間については、別途、募集要項に記載するものとする。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、大和郡山市ホームページまたは大和郡山市広報紙「つながり」により行う。

### (掲載申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、大和郡山市企画政策課（以下「企画政策課」という。）に、掲載を希望する広告案を添え、掲載申し込みをするものとする。

### (掲載決定)

第6条 企画政策課は、原則として提出された広告案を前条による掲載申込みの先着順に大和郡山市広告掲載基準に基づき審査し、掲載決定を行うものとする。ただし、新規広告主募集等により同時期に複数の申込が見込まれる場合は、申込期限を定め大和郡山市広告掲載基準に基づき審査し、抽選にて広告主を決定するものとする。

### (掲載料)

第7条 掲載料は別表のとおりとし、掲載の決定後、大和郡山市が指定する納付期限までに企画政策課へ一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

( 広告の掲載 )

第 8 条 企画政策課は、前条の掲載料の支払いを確認後、速やかに所定の位置に広告物を掲載できるように広告主と調整を行うものとする。

( 広告主の責任等 )

第 9 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、奈良県屋外広告物条例（昭和35年4月1日条例第17号）に規定する許可を受けなければならない。

3 広告の作成及び広告媒体への設置・撤去に要した費用は、広告主の全額負担とする。

( その他 )

第 10 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

(第2, 7条関係 別表)

掲 載 位 置		箇所数	規格(mm)	広告掲載料 (単価)
車 外	リアウィンドーステッカー	1	250×1,450	年間60,000円 (1ヶ月5,000円)
	左後側面ステッカー	1	200×1,400	年間36,000円 (1ヶ月3,000円)
	左側面前ドアウィンドー上ステッカー	1	200×1,200	年間30,000円 (1ヶ月2,500円)
	右側面上部ステッカー	1	200×3,000	年間36,000円 (1ヶ月3,000円)
	右側面下部ステッカー	1	400×1,800	年間18,000円 (1ヶ月1,500円)
	車内アナウンス	-	1文節 (要相談)	10,000円

上記の料金とは別に、広告作成費用及び広告取付・撤去にかかる費用は、全額、  
広告主の負担となる。